平成 19 年度　第１回　金沢市都市景観審議会

日時　平成 19 年 10 月１日（月）　14:00～

場所　金沢市役所７階　全員協議会室

議事

（１）建物部会報告

（澁谷会長）　それでは、これから会議に入らせていただきます。本日の終了時間は午後４時ごろを予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、まず専門部会報告に関して各部会から報告をいただきます。

この専門部会の報告事項に関するご質問、ご意見につきましては、毎回のごとく、各部会からの報告終了後に、一括してお受けしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは初めに建物部会からの報告ですが、部会長が今日はお見えではありませんので、事務局から代わってご説明いただきます。

（事務局）　それでは、建物部会の報告に移らせていただきます。資料の１番ということで、お手元に資料１－１、１－２というように二つの資料がございます。それを中心に今年度上半期の部会の報告をさせていただきます。

最初に資料１－１、「（１）共同住宅新築計画（本町２丁目地内）」について、ご報告させていただきます。今年度上半期では建物部会は２回開催しまして、その２回のうち２件を部会で審議しております。そのうちの１件がこの物件でございます。資料１－１の１ページに、簡単な建物の概要と位置を記してあります。場所的に言いますと、ちょうど金沢駅の東口の広場がこの辺りになりまして、ポルテ金沢がここにあるということです。

お手元の資料では黒い太線になっておりますが、赤で囲まれた部分の駅側が景観条例で現在指定されている区域の近代的都市景観創出区域でございます。高さの規制が 60mです。その区域に隣接する形で、この敷地に今回の物件、共同住宅が建つ予定になっております。ということで、区域の外であるということが一つ特徴かと思います。

建物の概要としましては、用途は共同住宅、構造はＲＣ造、建物の高さが 59.93mで、

地上 19 階の建物でございます。

今回、景観条例の指定区域外ということで、届出の義務はございません。ただ、近代的都市景観創出区域指定区域内に隣接すること、もう一つ、建物の最高高さが約 60mであるということ。これは隣接する指定区域の限度の高さになっております。そういうことを踏まえまして、指定区域の都市景観の形成に大きな影響を及ぼす恐れがあると認められる行為であるということで、建物部会で審議したわけでございます。

まず、場所の現況写真ですが、ちょうどこれは北側の道路、フコク生命ビルがある方から見た敷地の状況でございます。これは解体されている最中の敷地の状況なので、青いネットが張ってありますが、この敷地になりまして、背後にリファーレが見えてくるというところでございます。

これも同じく北側道路より撮影された写真です。この写真を撮ったときは、ちょうどリバーパイン金沢というホテルが解体されているところで、この敷地の一角を取り込んで大きな敷地として開発されています。

次に、側面道路よりということで、背後にヴィサージュ（全日空ホテル）やフコク生命ビルが見えるところでございます。

これは敷地南西方向で撮った写真で、背後にポルテ金沢、日航ホテルが見えるという立地でございます。

その場所に共同住宅を建てるということで、お手元の資料、見開きの２ページになりますが、配置図と２階の平面図を付けさせていただいております。建物の配置とすれば、敷地の東側および南側に住居が張り付く、主たる建物がＬ型で配置されるような計画になっております。敷地の北側には自走式の駐車場が配置される計画でございます。

資料にはございませんが、簡単に各階の平面だけ説明させていただきます。

自走式の駐車場が３階部分までのボリュームになっており、３階から４階、19 階までが住居という形になっております。こういう形で、Ｌ型で敷地の東側・南側に配置される計画です。ある階にはヘリポートなどもあります。こういった形で建てられるわけですが、お手元の資料３ページに東側の立面図、見開きの４ページには西側の立面図を付けさせていただいています。ちょうど梁型・柱型が濃い茶色の配色になっており、あとは資料ではアイボリー系統という形で書かせていただいています。その足元には自走式の駐車場があるというような計画でございました。

お手元の資料の５ページおよび見開きの６ページの方にイメージのパースを付けさせて

いただいております。東南の方から見れば、この建物はこういった形でのボリュームになってくるということです。同じく北西方向、北側の方向から見るとこういった形で見えてくるという形でございます。自走式の立体駐車場が足元を固めているというものです。

お手元の資料には付けてありませんが、南西の方向から見ればこういった形で見えてくるという形でございます。

これを受けて、建物部会の方で審議していただいたのですが、部会の意見とすれば一つには、今のパースでは濃い茶色と白の部分、アイボリー系統の部分のコントラストが強いのではないかという意見があったため、コントラストを抑えた外壁の色をもう一度検討してくれというように施主に伝えたわけでございます。

もう一つは、足元周り、ちょうど日航側といいますか、北側の敷地にある自走式の駐車場なのですが、駐車場にしても３層ありますので、周辺からの見え方、もちろん歩行者からの見え方に配慮して駐車場の修景や仕上げの検討を再度行ってくれというように部会から意見を出しました。

また、約 60mと高い建物になりますが、屋上部分に設備機器を固めて置くような計画になっていましたので、それについてはルーバー等で隠す等の対策をもう一度検討してほしいというように伝えたところでございます。

その結果については、まだ設計者の方から上がってきていませんが、色に対しては、ある程度コントラストの幅を抑えた形で計画しているという話は聞いております。

次に資料１－２、「（２）複合施設新築計画（香林坊２丁目）」について、ご説明させていただきます。お手元の資料１－２の１ページには建物の概要と位置を示した地図が付けてあります。

まず場所ですが、ちょうど北國新聞社ビルがあって、金沢信用金庫の本社があります。その斜め向かいに、これまで２階建てか３階建ての金沢信用金庫のビルというか、ちょうどギャラリーになっていたビルがあったと思うのですが、そのビルを解体して複合施設を造っていこうという話でございます。

建物の規模としましては、１階部分が店舗、２階部分がギャラリー、３階から６階までが事務所、６階以上が共同住宅という計画です。地上 12 階建てで、ＳＲＣ＋Ｓ造。高さが 44.35mという計画でございます。

この区域は、近代的都市景観創出区域の武蔵～香林坊区域に位置しておりまして、高さの限度は 45m以下に設定される区域でございます。

今説明しましたが、ちょうど建物をズドンと切った形になりますが、１階部分に店舗、２階部分にギャラリー、そして事務所、共同住宅。共同住宅には30戸張り付く予定でございます。敷地で言えば、西側にタワーパーキングを設置する計画でございます。

これが現況の写真でございます。少し前に撮った写真ですが、ちょうどこの位置になります。

こちらが北國新聞社ビル側から撮った交差点の写真でございます。

これが背後地、敷地西側から撮った写真でございます。

ということで、景観条例の指定区域内であるということもあるのですが、香林坊国道を配し、北國新聞社ビルなり大きな建物が並ぶ重要な交差点の一角を占める建物ですので、景観的な重要性をかんがみまして、景観審議会、建物部会で都市の景観の形成に大きな影響を及ぼす恐れのある行為と認めまして、建物部会において審議したところでございます。

お手元の資料１－２の見開きの２ページに配置図を付けさせていただいております。今回特徴となるのが、敷地が点々と赤線で入っているのですが、そこから壁面を２ｍセットバックしまして、歩行者空間を提供していただいて、あとは自らの敷地内に、ちょうど国道沿いにある樹木と同じ樹種のものを２本配するという形で計画されております。

イメージとすれば、これは近隣の事例なのですが、境界から２ｍセットバックした形で建物の壁面があるという形でございます。

お手元の資料には配置図しか付けてありませんが、簡単に各階の平面の説明をさせていただきます。

まず地階ですが、ポンプ室や設置する機械類をすべて地階にほうり込みまして、外部には出さないような工夫がされております。１階部分ですが、主に店舗が二つ張り付くような格好で平面が配置されておりまして、敷地の西側に立体駐車場があるという計画でございます。

２階部分はギャラリー、３階部分は事務所、会議室等を配置するような格好になっております。

４階がオフィス中心、５階は会議室や事務所という形で、それが６階まで続いておりまして、７階からはすべて住居住宅という形で構成されております。

屋上の方には一部設備機器を置く計画になっておりますが、ルーバーで覆いまして直接見えてこないように工夫されております。

その中で、立面図という話になるのですが、これは国道沿い、東側から見た着色の立面

図ですが、建物全体にモノトーンで構成されておりまして、主に白っぽいというか、明度が７から 8.5 の間に位置するような建物でございます。

これが西側からの着色立面図になります。ちょうどこれがタワーパーキングの部分です。通常タワーパーキングを設置する場合には、既製品といいますか、ガルバリウムなりで建物と仕上げとが異なるものになるのが多いのですが、この計画の場合には、ある程度こちらからの要望ということもあるのですが、今計画されている建物と同等の外壁を用いて建物と一体感を出すような計画になっております。

お手元の資料５ページにも同じものを付けてありますが、これが交差点部分から見たこの建物のイメージパースでございます。

では、部会での審議とともに部会での評価を付け加えさせていただきます。立体駐車場の壁面を建物本体と合わせた仕上げを採用していることで一体感が図られているという評価が得られたことと、交差点部の壁面を後退させるとともに、敷地内に沿道同様の植樹を施すことで一定の配慮が見られるというような評価もいただきました。

その上で、部会から１点要望させてもらったのは外壁の色彩についてということで、お手元の資料の３ページ、４ページ辺りの立面図が付いているところに、凡例として仕様と色彩というように書いてありますが、全体的に明度が高い設定となっておりますので、トーンを落としてもらう、明るさの度合いを抑えていただいて周辺の建物との調和を図るように検討するようにというような部会からの要望を出したところでございます。それに対して施主側からは、明度を 0.5 ずつ落とした形で少しでもグレーに近くなるような格好で計画していきたいという返答をいただいております。建物部会からの報告としては以上でございます。

（澁谷会長）　ご苦労さまでした。大変目立つ場所でありまして、この周辺をほとんど毎日のように通っているということで、関心を持たれる方も多いと思います。今までのところで何かお気付きのことなり、ご質問なりありましたら、遠慮なくご発言ください。

特にございませんか。それでは、次の報告に移ります。

（２）用水みちすじ部会報告

（澁谷会長）　それでは、次に用水みちすじ部会からの報告を、同じく事務局からお願い

いたします。

（事務局）　景観政策課の本光（もとみつ）でございます。お手元の資料では資料２－１から２－３になります。最初に報告案件の１番としまして「（１）緊急地方道路環境整備（雪寒道路）工事」、石川県県央土木総合事務所で行われる工事についてご報告いたします。

場所につきましては、金沢市内の若松・鈴見地区と呼ばれる地区計画が定められている区域でございます。また、金沢大学に至るまでの門前町として地元も一緒になって積極的に景観まちづくりが進められている区域でございます。

工事概要としましては、Ａ区間、Ｂ区間、Ｃ区間という形で、資料２－１、１ページの右側の図でいきますと、上から下にかけてＡ区間、Ｂ区間、Ｃ区間となってきます。延長が約 1.4㎞ございますが、この中央分離帯に消雪設備を設置するという計画です。その中で、Ａ区間というのは、片側は埋設の消雪管、片側は露出させた管。また、Ｂ区間としては両側が露出してくるような管。Ｃ区間では全面埋設管で工事されるという計画でした。

Ａ区間と呼ばれる部分では比較的中央分離帯が広く、５m以上取られているような区間でございます。向かって山側の方が高低差がございまして、こちらの方は埋設管で消雪設備を設置するのに対して、浅野川側は露出管という整備計画です。

また、Ｂ区間と呼ぶ区間については中央分離帯が約 1.5～５m未満というところで、中央分離帯の両サイドに露出管で消雪設備を計画する予定でした。その設備を設置するイメージとしましては、この写真のように既に整備されているものは管が見えています。また、散水のためのノズルが飛び出るような形を予定しておりました。

最後にＣ区間は埋設管ということで、路面と同じような高さから水が出るようなタイプという計画でした。

こういった計画に対して用水みちすじ部会で検討しました結果、当該地杜の里で地区計画を中心として風格あるまちづくりを進めているという景観形成の取り組みに配慮して、ＡＢＣ、すべての区間において埋設管での整備をお願いしたいというような意見が出ました。これを事業主体に申し伝えまして、事業主体の方でも了承していただき、今後すべての区間で景観面に配慮して埋設管で整備されるという結果となりました。

次に資料２－２「（２）梅ノ橋橋梁修繕工事」でございます。金沢市内を流れます浅野川大橋の上流部分に架かる木製の橋、上部工の部分ですが、木製の橋になります。この場所は、金沢市の景観条例でいう伝統環境保存区域、また浅野川大橋から見た眺望景観保全区

域、さらには風致地区といった指定区域がなされている場所です。

第２回目の用水みちすじ部会で審議されたわけですが、その際には、この写真にもありますように、部会の委員のメンバーさんと一緒に現地の方を確認しまして審議したということになっております。

工事の概要としましては、木製の橋ということで、かなり傷みが見られておりまして、高欄部分の木材の取り替え。それから、舗装部分もかなりはがれてきているということで、舗装のやり替え。さらには、橋の床版の部分もかなり傷みがきているということと、桁の部分の再塗装。さらには桁かくしという形で木製の目隠しのようなものがあるのですが、これも傷んできているということで取り替えるというような五つの内容の事業計画でございました。

現況では大体 1.5m間隔の高欄、高さが１ｍと 1.5㎝ あります。これに対する計画案として、高欄の傷みを抑えるということもありまして、所々銅版のかぶせを設けたり、根元の部分も金属製のもので補強するというような形のものになっております。材料としてはアテ材、能登ヒバの木材を使用するということで、比較的水に強い木材を使用するという計画です。また、それに伴いまして、橋の高欄の間隔は 1.015mですが、1.10mと若干高くなるというような計画でございます。

これが高欄部の木材の仕様の詳細になってまいります。左上の方のイラストで描いてあるのが概要でして、実際にそのような形で施工した事例が金沢市内の大野庄用水で既にございます。このようなイメージで整備されるということです。

この木材につきまして、右側の写真で示す形で４種類の木材の使用が提起されました。この中でどのタイプがいいかというような審議がなされたわけですが、実際には赤の枠で囲った防腐処理と表面処理済み、つや消しタイプのものですが、こういったものを活用していただきたいということです。やはり防腐処理をしたものとしないものでは、傷みの度合いが違うという指摘がございました。

一方、舗装工事の現況につきましては左上のような形になっております。これについては２案が示されまして、第１案は豆砂利舗装になってまいります。大磯の３分の大きさのものと庵治石と呼ばれる１分の細かなものを 50%ずつブレンドして交ぜたもの。第２案としては板張り模様のコンクリートのものです。これにつきまして審議した結果、豆砂利タイプの第１案の方で整備に当たってほしいということになりました。

部会意見として総括しますと、高欄等の木材の表面加工については、色味で表面加工す

るとどうしても色が強く出るということがありまして、景観的な違和感が生じないようにつや消しタイプでもよいのだけれども、抑え気味の加工となるように配慮してほしいという意見がございました。

もう一つ、これは景観面というよりは環境面に配慮した部分でもあるのですが、取り替えた高欄等については、すべて廃棄ではなく転用や再利用を図ることも検討していただきたいというような意見もありました。

最後に、橋脚部の塗装については、橋梁上部工を終えた段階で部会であらためて審議させていただきたい。上の高欄の木材の色の出方、仕上がり状況を含めて再度検討させていただきたいという意見となりました。以上が梅ノ橋の修繕工事に対しての報告になります。

次の報告案件は「（３）一般国道８号　東部環状道路　鈴見立体化」でございます。事業主体は、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所でございます。

事業の場所につきましては、資料２－３の１ページで赤く塗られた区間、山側環状道路の区間です。卯辰山トンネルに入る一歩手前の鈴見交差点という、浅野川大橋を渡ったところになります。

事業概要としましては、整備区間が 400mぐらい。橋梁部分、橋桁と橋桁の間が約 100m。最高部の高さが路面のところで約７m、高欄部分を含めると８mぐらい。幅員が 15.5m、側道部が 5.5mという形で、橋梁部分の前後に当たっては盛土工で擁壁工というような立ち上がりになります。付属施設としては、雪が飛び散らないような飛雪防止柵が 169m、照明施設が７カ所ございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。景観整備方針としましては、「卯辰山、浅野川がつくる伝統環境との調和」「金沢大学の門前町としての街づくりとの調和」「市街東側の交通の要衝に架かる構造物」であるということで、最終的には「杜の里の緑・街なみに調和する高架橋」というテーマを持って整備に当たるということです。

その中でも大きな方針の柱が五つございまして、「①背景（卯辰山）の緑への視線の透過性を妨げない配慮」。「②緑の景観に溶け込む橋梁色彩」。「③近景における圧迫感の軽減」、これは歩行者から見たり、車で走行している場合の近景として見えてくる景観に対して配慮するということです。さらに「④親和性のあるテクスチャーデザイン」ということで、周りの景観となじむような表面形態、また、親しみが持てるようなデザインということです。最後に「⑤特徴を持たせたデザイン」ということで、山側環状に架かる交通の要衝に位置するため、ある程度の特徴も持たせたいということでございます。

計画としましては、A案、B案が示されました。A案は、右上の模型のような形で、縦のスリット、格子状のようなものを設けております。また、桁の方もなるべく景観的に圧迫感を与えないように逆台形という根元の方を絞り込んだようなデザイン。また、橋梁の上の部分も、かなり薄く軽快な、軽く見えるような仕上げとなっております。

立ち上がりの部分は、フェイシアラインと呼んでおりますが、床版の上に出ているコンクリートの部分を直線的にするのがA案でございます。

一方でB案は、橋脚の部分のデザインが自然石の乱積み風の模様で形作っているものになります。もう一つのA案との違いは、フェイシアラインと呼ばれる部分が若干カーブを持たせたようなデザインというものです。

具体的な形でいきますと、A案がスリット状の縦の模様、B案が自然石の乱積み模様のような形になります。

部会で審議した結果、B案のデザインは少しデザイン的にもしつこい感じがあるので、橋梁のシンプルな仕上げと合わせて、A案の縦のスリット状のものを採用してはどうかというような意見がございました。

次に付属施設の飛雪防止柵について、A案、B案、C案の３案が示されました。A案と呼ばれるものはエキスパンドパネルという、メッシュフェンス状のものです。B案がポリカーボネートと呼ばれるもの。C案がアクリル板の透明の素材のものです。

部会で審議した結果、最終的にC案、アクリル板を使ってはどうかということです。通常使われるパターンはポリカーボネートというものですが、こちらの方は紫外線劣化で傷む度合いがアクリル板に比べて大きいということ、あとは強度の関係から、額縁状に周りを縁取るというような形で、ちょっと重たいようなイメージを与える。今回、橋梁をなるべく軽いようなイメージに仕上げているので､ポリカーボネートよりもさらに強度がある、厚みは1.5㎝ほどなのですが、景観的にすっきりするアクリル板を採用した形で進めてほしいというような意見になりました。

次に橋梁の色彩についてです。まず、事業主体の方で環境色の分析ということで、周辺で見えてくる空、背景となる樹林、川の色彩の、夏場と冬場の色彩について代表的な色をある程度分析していただいております。夏場と冬場ではかなり違ってくるのですが、夏場はグリーン系統の黄緑色の色彩が背景としていいと。また、冬になりますと茶系やモノトーン系の色合いになってくるということです。

こういった分析を踏まえまして橋梁色彩の考え方としましては、夏も冬もいろいろとあ

るのですが、色彩との調和に配慮するということで、黄緑系と褐色系の２色で検討しました。また、周辺の環境と調和しやすいように彩度が低いものを選んでいるということです。

具体的にその提案色を見てみます。まず、グリーン系で見ますと、１番目に抹茶色、２番目に老竹色、３番目に千歳緑と呼ばれるような、どちらかというと和風の色合いで使うような緑です。パワーポイントの画面上、色味が通常の色とは少し違って見えるかもしれませんが、マンセル値でいうと、左側に示されているような３色が提案されました。

また、茶系の色で二つ提案がありまして、一つはベージュ系の提案でございます。もう一つは、少し焦げ茶色の文人茶色と呼ばれるような色でございます。

こういった提案を踏まえまして、最終的にはベージュ色が望ましいのではないかと。夏場・冬場の背景の樹林にも調和するような色合いですし、落ち着いた色合い。手前の方に映っているのが浅野川に架かる鈴見橋なのですが、こちらの方の高欄部分の焦げ茶と相対するような形でも調和してくるのではないかということ。また、橋梁の軽快な感じをなるべく損ねないような比較的明度も持っているということで、こちらの案で整理していただきたいというような話になりました。

最後に部会意見の大きなところとしまして、橋梁の色彩については先ほどご説明しましたベージュを基本とすることとなりましたが、色の使い方というところではかなり難しい部分もあるので、実際の明度と彩度の設定に当たりましては、少し大きめの見本を作製して現地で検証した上で施工してほしいということで、ある程度工事が進んだ段階でもう一度部会で相談して、詳細に詰めていくというような結果となりました。簡単ですが、以上です。

（澁谷会長）　ご苦労さま、ありがとう。

それでは今の説明について、部会長、何か補足はございませんか。

（黒川）　最後の件から補足させていただきます。照明が７基ばかり付く予定になっているのですが、この道は小立野方向の天神町のこまちなみの方からも見えますし、周囲が普通の住宅地なので、非常に有益な道ではあるのですが、巨大な感覚はなるべく避けたいということで、照明もなるべく低くする。できればなしでいけないのかと。これはいわゆる安全上の問題でいろいろあるだろうということで、例えば高欄の側方から照明することができないかということをご検討いただくことになっています。部会としては、なるべくな

い方がいいと。付けるにしても、なるべく低くしていただきたい。できれば側方から照らすようなことでも済まないかということを、安全上も踏まえながらご検討いただくと。

もう一つは、下の道が暗くなりますので、これは幅が７～８ｍぐらいありましたか。それで橋の下を照らすようなことをしていただきたいと。これも持って帰って検討いただくことになっております。

一つ前の梅ノ橋の件ですが、東の茶屋街のすぐ近くの浅野川に架かっている木の高欄のものです。これもいろいろ意見が出まして、先ほどご説明がありましたが、実は 1.015m の高さだった高欄が 1.10mになったと。85㎜ なのですが、長さから比べて、それが格段に景観を破壊しているとも言えないものですし、この辺りは飲み屋街も多いものですから、酔っ払いが落ちたときに訴えられるとどうかという話が出まして、やはり 1.10mということになったのです。ここは映画の撮影などでも使うものですから、なるべくなら元のイメージを残したいということで、床版に関しても、中の鉄骨はそのまま残るわけですから、上に木の板を敷くとか、なるべく昔の橋のようなイメージを残せないものかということも検討していただいて、このような形になりました。

最初の件は、こちらの要求が全面的に受け入れられまして、埋設管は地下にすると。ただ、側道があって歩道が途切れるところがあります。そういうところはとかく融雪の水が出るとびしゃびしゃになって歩行者が大変難儀するので、その辺りをきちんと考えてほしいという要求がつけられております。以上でございます。

（澁谷会長）　委員の方々で、何かお気付きのことなり、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

（湯澤）　本件に関することではなくて、ずっと景観審議会におりまして感じていることを本件になぞらえて、専門家の方々のご意見をちょうだいしたいのですが。

今も少しお話が出ましたように、照明なしの場合の安全性や酔っ払いに対する安全性など。先ほど橋の高欄の逆台形の形がございましたね。あれが構造上、安全なのかどうか。景観という問題と別の大きな行政施策とが絡む問題というのは絶えず景観問題にはあると思うのです。前にも、道路標識はあまり大きいと景観を害するから小さくしてほしいということを、われわれは景観の方から言うと。でも、警察等が言うのは安全性が大事だと。安全性のみならず､県外から来る観光客が交差点のかなり手前から道路標識がよく見えて、

かつ市内の安全が保てるということで、景観に優先する価値というか、そういうことが絶えずぶつかる場面があると思うので、そういうときにわれわれ景観、特に建物部会、何々部会というのは、建築を考えておられる方々の意見が出てきたのに対して、われわれはそういったことを無視しながら意見を言うのではなくて、安全性などにも配慮しながら意見を述べているのでしょうが、どちらかというとわれわれは安全性の専門家ではないので、その辺の調和をどのように取りながら実際に指導しておられるのか、お尋ねしたいと思ったのが１点です。

（事務局）　今ほどの景観面よりも安全性を優先させたデザイン・構造等を考えるべきというご意見でございますが、用水みちすじ部会では、台形の橋脚の安全は構造上大丈夫だということと、もう一つは、高架の下、側道になるわけですが、今の環状道路が平行して走るということで、並行して走る車両ならびにバイク等の車両の圧迫感も軽減することができるというようなことで、逆台形状の橋脚のデザインになっているということです。

梅ノ橋ですが、市内の用水に架かっております防護柵もある程度の高さ基準を持っておりますが、やはり部会のご意見では、並木町側と東山界隈との往来が相当あると。それも日中ばかりでない、夜間も相当あるということで、そういった酔客等のことも考えて、万が一の転落防止ということで、少し高くしております。以上です。

（澁谷会長）　ほかにございませんか。はい、どうぞ。

（水野）　鈴見交差点のこの案ですが、上りと下りというのですか、これは２本あるのですか。その間の分離帯のケヤキの並木がありますが、あれはどうなってしまうのか。これは片方だけの話をしているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

（事務局）　今回の立体交差化によりまして、鈴見交差点からもう少し田上の方向へ中央分離帯のケヤキの街路樹が 24 本、工事の影響に入ってまいります。杜の里地区でのまちづくりが始まりましてもう 20 年近くたちまして、街路樹も相当のボリューム感を持って、それが特徴的な景観を醸し出しています。地元の方々も非常に思い入れの強いところですので、これをなるべく周辺の公共施設等に移植する方向と、どうしても姿形が少し劣っている街路樹等については、経費の関係もございまして一部伐採というようなことで、基本的

には周辺に移植ということと、ある程度の部分は伐採という方向で今、国・県とご相談をしているところでございます。

（水野）　Ｂ案ならＢ案でもいいのですが、これは上は４車線ですか、２車線ですか。

（事務局）　４車線でございます。

（水野）　４車線ですか。そうすると中央分離帯が消えてしまうわけですね。

（事務局）　では、都市計画課の方から。

（事務局）　今、委員がおっしゃいました、まず鈴見の交差点付近につきましては、真ん中の中央分離帯は 10m以上のかなり大きい分離帯が連続してつながっているかと思います。この部分に側道には現在４車線入っておりまして、山側環状の方は暫定的に２車線となっておりますが、真ん中の中央分離帯にあらかじめ４車線の立体交差の施設を造るという形になろうかと思います。側道につきましては、いわゆる中環状に右折・左折をするための道路という形態になっておりまして、実際のところ、約 100m区間にわたって現在の中央分離帯がなくなるという形状になろうかと思います。ですので、現在ありますモニュメントや正面のケヤキの木の移植がどうしても必要になるという状況でございます。これについては、先ほどお話がございましたように、国土交通省、石川県の方と調整を取りまして、移植できるものは極力移植したいという形での調整を地域の皆さまとも話し合いをしながら進めていくという状況でございます。

真ん中は、４車線で、現状の中央分離帯に立体交差の橋脚ならびに構造物を設置するということでございます。

（水野）　そうすると、これが地面につくときも、ずっと４車線でつくということですね。しばらく中央分離帯が消えるということですね。だから、鈴見交差点を用水みちすじ部会で検討するとすれば、その辺が一番大きなことではないかと私は思うのですが。あの辺の緑がなくなってくる、幅の広い中央分離帯がなくなってくることに対してどうするのか。縦のものとか横の、それも大事ですが、一番大事なのはそこではないかという感じがした

のですが。あそこに交差点ができるときに、あそこをいつも通るときに、どんな交差点ができるのだろうなというように頭に描いておりました。

（市長）　水野先生がおっしゃるとおりだと思います。私も実は一昨日、地元の人たちとのミーティングに行ってきました。あの方々は、理想的な門前町をつくろうという強い意志の下で今日まで来ていますと。幹まわりも結構太くなります。それが切られるということについて強い反発がありまして、私もその点についてはよく分かると言ってきました。私自身が国に物申さぬといけないなということは一つありますし、もしも足らなかったら、市で何か応援することはないかということをお互いに言い合っているのですが、私はここは最大の大事なところだというように思っています。僕は１本でも切りたくないというのが本音で、水野先生と同感です。私自身もこのことについて努力したいと思っています。

それから、先ほど湯澤先生から道路標識のことについて、安全が大事か景観が大事かという問題提起がございました。私はこれは基本のことだというように思っています。安全も大事ですが、景観も大事にしなければならないのが金沢でございまして、そういう意味で、私は実は、賢坂辻を出て兼六公園の下に県警が大きい道路標識を立てたことがあります。あれが太い柱の上に載りますと、あれを見たときに、本当に一体何だということだと思ったことが事実なのです。安全も大事ですが、景観が壊れては金沢にとってはマイナスですので、私は一つ一つについて、今日ご列席の皆さんのような識者のご意見を現場で聞くと。そして、そこでみんなで判断するということがあっていいと思っています。金沢市は景観至上主義だと言った人がいますが、それぐらい言われてもかまわないと私は思っています。また、国に対しても申し上げていきたいと思っています。

（澁谷会長）　ありがとうございました。

（３）金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて
～計画部会からの報告と今後の方向性～

（澁谷会長）　それでは進行を進めたいと思います。次に、現在計画部会で審議されております金沢市の都市景観形成基本計画の見直しについて、事務局から説明していただきます。

なお、事務局からの説明についての補足や、委員の皆さまからのご意見・ご質問について、計画部会で審議を重ねていただいている経緯もありますので、ここで計画部会長の水野委員に司会進行、調整をお譲りしたいと思いますので、しばらくお願いいたします。

（水野）　分かりました。

それでは、事務局の方からご説明をお願いします。

（事務局）　それでは引き続き「計画部会からの報告と今後の方向性」ということで、金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて、ご説明させていただきます。

本日は新たに参加していただいた委員さんもいらっしゃるということで、前半は金沢市における景観形成の取り組みを簡単にご説明したいと思います。その後、これまでの景観に関する取り組みで現況がどのようになっているかということも簡単にご説明いたします。後半の方では、計画部会での基本計画の見直しの状況についてご説明し、最後に二つほど話題提供といいますか、金沢市における今後の一歩進んだ景観まちづくりということと、今回景観の計画の見直しに当たりまして、市全域を景観計画区域としていくということで、市全域を視野に入れた景観まちづくりということで、私どもの説明が終わった後ご議論いただければと思っておりまして、そういったことについてもご説明したいと思います。

お手元の資料で言いますと資料番号３になります。スクリーンの方をご覧いただければと思いますが、見づらい部分についてはお手元の資料をご覧ください。

最初に金沢の地形です。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、市内を流れる犀川、浅野川と呼ばれる２本の河川、三つの台地、丘陵ということで、寺町台地、小立野台地、卯辰山。小立野台地の先端に金沢城が位置しているということでございます。

これを空の方から、海側から山側を見た写真になります。先のイラストに示したような、卯辰山と小立野台地、そして寺町台地と野田山丘陵。この間を犀川と浅野川が流れており、このように町が形成されているということがよく分かるかと思います。

これは卯辰山の見晴らし台、金沢市の緑と花の課で整備されたところがあるのですが、そこから見た上流側と下流側の眺望でございます。浅野川によって形成された河岸段丘の台地の斜面の部分の斜面緑地と、その間に張り付いている町並みの状況がよく分かるかと思います。

金沢市というのは城下町の歴史が長いわけですが、前田利家が入って以降、400 年以上

の間、内外の戦災や戦禍に遭っていないというような状況がございます。1800 年代にこのような町が形成されておりました。

これを現代に当てはめますと、今ご覧いただいている白黒の図は、ちょうど 1950 年ごろ、戦後ごろの地図でございます。郊外部は田園と集落部ということで、赤の破線で囲った部分は 1800 年ごろの藩政期の町とほとんど変わっていなかった。新たに市街地が郊外部にも拡大していきまして、その後、最近このような町が形成されたということになっております。

こういった中で「重層性あるまちづくり・歴史に責任をもつまち」ということで、金沢にはいろいろな景観資源、資産が点在しております。また、集積も見られます。

その中で、平成４年に本市の景観マスタープランと呼ぶべき「金沢市都市景観形成基本計画」が策定されました。その基本理念は三つございまして、「個性ある自然・風土を保全・活用した景観づくり」「伝統的・文化的資産を継承した景観づくり」「都市活動や人間の生活に対応した景観づくり」、こういう大きな三つの基本理念を掲げて取り組みを進めてまいりました。

また、景観形成基本計画の大きな特徴ですが、景観文脈というものを用いまして金沢の景観を読み解こうということで、「定位」と呼ばれる山や台地、高層ビルなど、都市の構造や方向性を感じさせるような景観を生かしていく。また、「連続」という視点から、川や道筋など、線的につながる景観の特徴を生かす。三つ目には「中心と周縁」という、金沢城や都心軸など中心性あるものと周辺の町並みの周縁性を対比させ、町の構造を際立たせる。

四つ目としては「集積」。寺院群や町屋、武家屋敷といったまとまりがありますが、こういう特徴とまとまりのある町並みの景観を生かすといったもの。五つ目としては「対比」ということで、金沢に残っている歴史的な町並みと近代的な町並み、表裏の変化と対比を感じさせるような景観を生かしていく。さらには「眺望」ということで、２本の河川、三つの丘陵・台地で形成されている地形を生かして、地形や市街地の特徴を感じ取れる景観を生かすということ。最後に「縁」ということで、河岸段丘の台地の縁や、その部分にある坂道、石垣など、地形の縁の特徴のあるような景観を生かしていくといった視点から計画が策定されております。これに基づきまして、いろいろな独自の条例等を策定してまいりました。

最初に平成元年に制定された金沢市の景観条例の中では伝統環境保存区域。この伝統環境というものは、古都保存法でいう歴史的風土といった概念と通ずるところがあります。

単に古い町並みだけではなくて、その背後にある緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然環境とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等、およびこれらと一体を成して形成される市民の環境をとらえております。

市内ではこの図で緑のグレーっぽいところで示している 36 区域、1887ha を指定して誘導を図っています。また、赤い部分は近代的都市景観創出区域ということで、伝統環境と調和を保ちながら、近代的都市機能と一体を成して形成される市民の環境ということで、現在、市内では 13 区域、154.4ha、伝統環境保存区域と合わせて約 2000ha の指定区域に基づいて景観の誘導を図っているということでございます。

さらには、こまちなみ保存条例に基づきまして、市内 10 区域でこまちなみ保存区域をつくっております。また、伝統的建造物の保存地区というのも、東山ひがしと主計町の２カ所。こういった歴史的な町並みの集積も見られるということでございます。

三つ目としまして、金沢には三つの大きな寺院群がございます。卯辰山麓寺院群、小立野寺院群、寺町台の寺院群。小立野台と寺町の寺院群につきましては、寺社風景保全区域という市独自の条例で、左下に赤で囲ってある区域がありますが、こういった形で伝統環境保存区域よりもさらに一歩進んだ景観の誘導を図っております。また、卯辰山の山麓寺院群については、今、国の方の重要伝統的建造物の保存地区の指定を受けて調査を進めているということで、こちらはまた違った動きでの取り組みを進めております。

一方、緑という観点でいきますと、金沢の特徴でもあります２本の河川によって形成された河岸段丘にある斜面緑地の緑を保全するために斜面緑地保全区域を指定して、緑地の保全や建物の緑との調和にも取り組んでおります。また、県条例になりますが、風致地区といったものも重ね合わせて誘導しております。

次に、こちらは眺望景観ということで、市内の六つの眺望点で八つの眺望景観保全区域を指定して、そのポイントから見た良好な眺望景観を保全するというような取り組みもなされております。

先ほどもこまちなみのところでお話ししましたが、伝統的建造物の保存地区ということで、東山ひがしについては、重要伝統的建造物群保存地区ということで国に選定されておりまして、主計町の方は市の指定という形になっております。こちらについても重要伝統的建造物の保存地区にレベルアップするような取り組みをしております。

金沢市内には犀川、浅野川という二つの河川をうまく利用して用水網が張り巡らされています。市内に55の用水、延長でいきますと約150㎞にも及ぶような用水網がございます。

また、その中には城を取り囲んで造られた二重の惣構堀がございますし、一方で藩政期のころから残る街路網は戦災に遭っておりませんので、これらは極めて良好な形で網の目状に残っているというような形になっております。

そのほか市独自の取り組みとしまして、屋外広告物の指定区域ということで、市独自の条例をつくりまして、屋外広告物についても６種の禁止地域と許可地域で、市全域に対して屋外広告物の誘導を図っています。また、最近では平成 17 年になりますが、夜間景観形成条例ということで、照明環境形成地域、夜間景観形成区域というような二重の、２段階の区域指定を行いまして、日中だけの景観ではなくて、夜間の魅力ある景観づくりにも配慮している。そのほか、ここではご紹介を省略させていただきましたが、沿道景観に対しての取り組みということで、沿道景観の条例も平成 17 年度につくりまして、金沢市の西インターチェンジから市内に入ってくる道路、また諸江通りといった、人々をお迎えするような道路の良好な沿道景観の形成を誘導していくというような取り組みも進めてきております。

ここまでが主な市独自の条例での取り組みになりますが、実際に航空写真で町中がどのようになっているかということで、市街地側から海の方を見た航空写真になります。一番奥に見えているのが金沢港になります。こちらが市の中心部の都心軸と呼ばれる、こちらがもてなしドームです。ここからまたさらに 50m道路がずっと延びておりまして、ここに高く見えているのが石川県庁という形になっております。

これはもう少し引いた形で、寺町台の上空から市街地の方を見たような写真、俯瞰景でございます。こちらの方から小立野台地がずっと張り出してきて、ここに金沢城がある。この辺が兼六園になりますが、そういったものが見えますし、また、都心軸の辺りにもビルが建ち並んでいる。最近はかなりビルの色も白っぽい色が目立ってきているということで、航空写真で見ると結構白い町並みになってきているところも見えるかと思います。

一方で、寺町台地の寺院群には、黒い瓦屋根とか、こういう町並みが残っているということがはっきり見て取れるかと思います。

少し目の高さを落としまして、これは金沢市の駅前にあります日航ホテルから見下ろした俯瞰景でございます。こちらは卯辰山方向を見ているのですが、瓦屋根のところにビルがにょきにょきと頭を出してきているような状況も見て取れます。

これはもう少し町中の都心軸の方を見た写真です。足元の方を見ますと、結構ビルの間にある駐車場も目立ってきたりします。こういったところを中心として北陸新幹線が延び

てくるということで、大規模な空地を狙って大きなマンションやビルの開発なども進んできているということで、駅の周辺ではかなり開発動向が大きい状況です。

最後に、南の方を見たような図でございます。こちらの方に緑の塊、寺町や小立野など、寺院群の緑というのも見えてまいります。

今の形とは少し違うのですが、市街地の景観の今昔、昔と今という形で、あるポイントからの比較をさせていただきます。

左側は、卯辰山の宝泉寺と呼ばれるような辺りから市街地、ちょうどこの辺に木が見えているのはお城の辺りです。そして、手前に流れているのが浅野川になります。このような形で瓦屋根とか、東茶屋街の辺りになりますが、石置き屋根がまだ残っているような景観で、所々屋根の間から木の緑が出ているような状況が見えます。右側の方が現在になります。東山の方は瓦屋根という形になっております。浅野川の対岸にビルが建ち並んだり、町中にも結構緑が出てきて、この辺のお城への眺望というのが若干変わってきているというのがよく分かるかと思います。

もう一つ、昔と今という比較でご覧いただきます。これは寺町台地から市街地の方を見た写真でございます。ちょうど赤の破線で囲った部分が金沢城の辺りになっています。上の方の写真は明治末期ですが、この辺のお城の石積みと緑がはっきり見えます。こちらの方には兼六園があります。手前が桜橋、下流側は犀川大橋という形です。これを見ていただいても瓦屋根とか、こういう屋根の間に緑がにょきにょきと出ているというような形で、非常に緑豊かな町だったということが見て取れます。

これに対して下の方の写真は、一つのポイントから写真撮影をできなかったのですが、同じような方向を臨んだ三つの写真でございます。現況でもお城側の緑は見て取れますが、この間はかなりビルが建ち並んでいるということで、川沿いのところも少しビルが並んでいるような状況が見て取れるかと思います。

さらに今度は、町中に目線のレベルで見ていきますと、現況はこうなっているということです。まずは景観形成の上での評価ということで、上の三つは景観形成基準等に配慮して施工されたような事例、戸建て住宅の写真です。こういった和風のもの。それからこれは長町のもみじ街と呼ばれる新しく住宅開発されたところですが、基準に合った形で落ち着いた色彩で緑化されたり、勾配屋根が用いられたりしている住宅です。

さらに右側は本多町ですが、古い町並みと調和させたような屋根の設置の仕方、色彩というような事例が見られます。

また、左下の二つは共同住宅です。上の方は、全国展開されている、若者向けの共同住宅です。通常この会社は、ツートンカラーで縞々模様の建物が多いのです。これは長町になりますが、ベージュ系の落ち着いた色合いでやっていただいて、緑化の配慮をしていただいています。

下の方は尾山神社の近くですが、マンション開発の中でも、周囲の緑化や外壁、意匠、形態、色彩にも配慮していただいています。

さらに右側の方が民間の事業者ということで、皆さんよくご存じの電気関係の事業者になります。上の方は全国的にその事業者さんがよく使われている建物の形態で、黄色と緑のコントラスト。かなり黄色が強い。これは隣町でもあるのですが、金沢市内では外壁を白という形で抑えて、グリーンの色調も少し抑えた形で広告の面積を減らしながら対応していただいているということでございます。

次に、実際、景観形成基準のほかにも金沢市独自の補助制度を用いて整備した事例です。これは天神町の方になってくるのですが、駐車スペースの前に格子状の扉と瓦屋根の持った門を付けていただいたり、あとは外壁や古い町並みを足したような形で修理していただいたり、生け垣を整備されたり。これもこまちなみ保存区域ですが、外観修景を景観に配慮したものにされています。一方、緑という意味では、生け垣や高木ということで、斜面緑地保全区域内でも補助制度、生け垣・高木等もございますが、こういったものを活用したもので、より景観的にも配慮されたものが整備されているということです。

一方で、課題もございます。先般新聞でも出たのですが、近代的都市景観創出区域という中で、左の方は尾張町です。こちらに石黒さんの薬屋さんがありますが、この通りの裏側が伝統環境保存区域やこまちなみ保存区域という中で、ビルが結構建ってきています。近代的都市景観創出区域という性格の中でも、平成４年の計画当初では、周りの伝統環境保存区域と調和するような形で対応する近代的都市景観創出区域という形になっているのですが、どうしても基準や高さ規制という中でいきますと、このようなビルが建ってきているという課題がございます。

右側は東山から森山にかけてのところです。これも同じようにビルが建っておりまして、こういった場所につきましては、近代的都市景観創出区域の性格をもう一度見直して、今回の計画の中で新たな位置付けをして、準伝統環境保存区域と呼ぶべきような対応で取り組んでまいりたいと思っております。

これは長町武家屋敷です。背景が少し見づらいのですが、後ろの方にビルが見えてきた

というようなものもあります。左下は本多町で、これは両方とも２軒並んでいますが、景観形成基準に合致した建物です。ただ、何か微妙に違って見えるのは、左側が和風の意匠形態。瓦と外壁もベージュ系。右側もベージュ系なのですが、何となく窓も洋風、緑化の部分も洋風のものとなっておりまして、勾配屋根など基準は守っていただいているのですが、どうもニュアンスが違うような建物が混在してきているというような状況も見られます。

下の真ん中はこまちなみ保存区域、観音町と呼ばれるところですが、こういったところで新たに建て替えられる建物は、前に駐車スペースを取ってセットバックするということで、町並みのラインがそろってこないというようなことがございます。この向こうに古い建物があるのですが、そういった問題もありまして、こういったことについても今回の見直しの中で何か対応しなければいけない。

最後に、伝統環境保存区域と呼ばれるようなところでも、これは従来からあったものなのですが、ピンク色の建物などもあるということで、基準に示す色彩については落ち着いた色合いや周辺の町並みと調和した色彩というような言い方をしているのですが、もう少し具体的な色の提示も必要になってくるのかもしれないということは考えております。

もう一つ、屋外広告物につきまして幾つか課題があります。一つは、これは駅の近くにある消費者金融の入ったビルです。かなり派手に見えますが、すべてビルの窓の内側から張り付けられた広告ということで、通常、屋外広告物というのは外から張り付けたりすると対象になってくるのですが、中から張り付けたものはなかなか対象になりにくいという、その辺のギャップといいますか、そういったものもございまして、現況ではこのようになっています。こういったものについても何らかの対応をしていかなければいけない、もう少し踏み込んだ対応をしていかなければいけないと考えております。

次に、これは国道８号線沿いなのですが、こういったところでは誘導看板は認められておりまして、こういったものがかなり集積していて非常に見苦しい景観になっていたと。この背後にある建物も色使いがかなり派手になっているということで、国道という性格上、通過交通のお客さんをいかにつかまえるかということで、かなり派手な色彩のものが見られるというような問題があります。

一方、市全域に広げていくということで、工場が集積するような地域でも、こういうグリーン系の大きな威圧感のあるような工場も、市全域の中で一定規模以上のものについては何らかの対応していかなければならないと考えております。

下の方は全部景観条例の指定区域外に当たる郊外部ではあるのですが、黄色、オレンジ、ブルーといった町並みと調和しないような色彩の建築物もかなり見られるようになっているということでございます。

このような取り組みの一方で、金沢市では世界遺産登録に向けた取り組みをしております。「城下町金沢の文化遺産と文化的景観」というテーマの下に、藩政期から残っているような街路網・用水などの都市構造、さらに江戸から昭和時代にかけて残っているような寺院、町屋などの文化遺産。それにさらに関連づけるようにして、人々の暮らしや生活に溶け込んだ伝統工芸・芸能・風物など、こういったものを含めての取り組みを進めております。そういったものを含めて普遍的な価値をつくり上げていこうということです。

構成要素としては、いろいろな要素がありますが、32 件ありまして、今、手を挙げているところでございます。

さらに、国交省なども動きだしましたが、文化庁の方で文化的景観というような取り組みがあります。文化的景観とは何ぞやということですが、文化財の一つであるということで、この下に赤枠で囲ってあります。文化的景観というのは、今回の景観法を活用した中で、景観計画の中で市で指定することができ、さらにその中から重要なものを国が重要文化的景観として選定するというようなものでございます。

文化的景観というのは、なかなか聞き慣れない言葉なのですが、簡単に言いますと、市民といいますか、そこに住んでいる方々の生活・生業と密接に結び付いた良好な景観を呼ぶのだと。制度の概念としては、生活の場として利用しつつ、保存すると。単に住んでいなくても建物を保存するだけではなく、生活しながら保存するということで、動態的な観点が必要であるというところが特徴であるかと思います。

これが文化的景観指定・重要文化的景観選定の流れでございます。景観法も絡んでいるということで、景観法に基づく景観計画の中で、まずは文化的景観を指定していくのだということです。

前置きが長くなりましたが、今、計画部会の方ではこういった策定スケジュールで作業を進めております。金沢市都市景観形成基本計画の見直しは、昨年度から着手しまして、今、途中でございます。さらに今年度、来年度と見直しまして、今年度中に案を作成し、20 年度末には策定する。一方で、今年の途中からになりますが、景観法に基づく景観計画ということで、具体的な基準や詳細に詰めた内容のエッセンスを抜き出して来年度に案を作成し、やはり 20 年度末には策定していくというような流れになっています。

一方で、ほかに関連するマスタープラン、基本計画の関係でいきますと、都市計画マスタープランも 19 年、20 年で見直す、高度地区の見直しも併せてやっているということで、連携を図っていかなければいけない。また、緑の基本計画も同じく 19 年、20 年で見直す。さらには環境基本計画の見直し。新しく歴史遺産保存マスタープランの策定も予定しておりまして、すべてが 19 年、20 年度の２カ年で見直す時期で、今、金沢市は非常に重要な時期に差し掛かっているということでございます。

景観の方でいきますと、計画部会で 18 年度３回の部会を開いて、このような形で作業を進めてまいりました。18 年度は主に課題や基本的な内容、考え方、方向性、方針をつくってまいりました。19 年度は２回開催しまして、第１回目が目指すべき景観施策の展開、景観法を活用した法制度の展開について。２回目は現地視察ということで、マイクロバスで３時間、約 70㎞以上の道のりを移動しまして金沢市内をぐるっと回っていただいて、金沢市の景観の現況を見ていただいたということでございます。

そういったものを受けて、新たな景観形成上の課題です。一つは「時代の潮流に伴う課題」ということで、環境との共生、市民参画による計画づくり、市民協働、多様な主体による景観まちづくり、人にやさしいまちづくり、歩けるまちづくり、などがございます。

さらに「都市構造の変化に伴う課題」。金沢市を山側環状道路、海側幹線といった、広域交通網もかなり整備されてきたということがございます。そのほか、土地区画整理事業が進んでおりまして、都市基盤の整備も進んでいる。そういった中で、城下町の構図を再認識して保全・継承していくということも重要な課題となっております。

三つ目に、「空間マネジメントに伴う課題（１）」。空間の維持管理という形になってきますが、商店街活性化、業務ビルの空室率が高まっている中で、景観をどのように誘導していくのか。また、道路や公園・街路樹といったものもこれから維持管理と併せて景観をどうしていくのか。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進など。そのほか、ＮＰＯや民間による景観資源を管理していくということもございます。

もう一つ、「空間マネジメントに伴う課題（２）」、中心市街地で健全な土地利用の新陳代謝ということで、先ほども航空写真で見ていただいたような駐車場などの問題があります。あとは郊外住宅地の高齢化、中古共同住宅の更新といったもの。また、後継者不足による土地の荒廃、家屋の継承・活用、生活・生業に根ざした形での維持管理といったものがあると思います。

４番目として「現行の条例・制度における課題」、仕組み上の課題ということで、このよ

うな課題があるかと思います。自主条例（届出勧告制）による景観規制誘導の限界といったものもあるのかなと思っています。これからはほかのマスタープランと連携して、法制度を活用して多用な景観施策を進めていかなければいけない。

最後になりましたが、「各種法制度との連携等にかかる課題」ということで、国の方でいう景観法、県で今策定を進めている景観マスタープランとの整合、その他基本計画との関係、いろいろほかの分野との連携といったものもございます。

こういったことを受けまして、基本的な考え方は全部で五つあります。最初に、従来の景観施策は継承・発展させるということです。市独自の条例は幾つもありましたが、そういったものを継承して、さらに発展させていくということです。

２番目として、「将来を見据えた新たな視点の追加」ということで、伝統的・歴史的景観資源の保全・継承だけではなくて、新たな景観を育成・創出していくような視点も追加していきたい。また、市全域ということで、郊外部の集落・住宅地、都市構造の変化に伴うような景観資源への景観誘導も図っていきたい。

３番目として、「景観法・各種法制度を活用した効果的な施策展開」というものがございます。

４番目として、これは後ほど詳しく説明しますが、金沢市の「重層性や暮らしと時間を重視した計画」ということで、こういったことも取り組んでいきたいと思います。

最後に、「市民との協働体制の充実による景観まちづくりの展開」といったことも考えております。

金沢市の景観の構図ということで概念図を示しています。平成４年当初の基本計画では重層性、地形の構図、城下町の構図、土地利用の構図という３段階の積み重ねが重要だというような認識をしておりますが、今回新たな見直しの中で、上に描いてある緑の矢印、「時間・暮らし軸」ということで、一日における朝から夕方、夜といった夜間景観なども含めますが、そういう景観の変化。また四季、春夏秋冬といった移り変わりの変化。金沢市ですと冬場の積雪の景観などもあります。そういったものが長く積み重なって歴史や伝統として見えてくる景観があるだろうという概念図を示しております。

これがそのイメージということで、町並みや道などいろいろなものが折り重なって、金沢の景観をつくり上げているというものでございます。

ここまでの中で、「時間・暮らし」といった新たな視点について皆さんにご議論いただければと思うのですが、計画部会での主な意見にはこういったものがございました。

最初に、「『時間・暮らし』といった観点から、暮らしに根付いた景観形成に取り組むことは重要」「これまでの景観の取り組みを一歩超えて、市民の生活活動と一体となった景観（情景や風景）も大切である」「金沢独自の『降雪時・降雨時』の景観も重要視すべき」。さらには「市民にとって思い出景観となるようなもの。ラッピングバス等の移動景観も対象にすべきではないか」「景観と生活（暮らし）の関係について、計画の方法論として金沢市はどのように取り組んでいくのか研究すべき」。最後には、「一般の建築士の方々の創造性も考慮して、『創造的な規制（基準）』づくりへ反映させてほしい」、単なる頭からの押さえつけの規制ではなくて、創造的な部分も誘導していけるような基準づくりに配慮してほしいというようなご意見がございました。

こういったことを踏まえまして、「金沢における一歩進んだ景観まちづくり」ということで、一つ話題提供なのですが、視覚だけの静的な景観だけではなくて、音や香り、にぎわいなど、五感で感じられる環境も含めた動的な景観。景観と言っていいのか、もう少し踏み込んで風景というような概念になってくるかと思いますが、そういったものに取り掛かろうとしているということです。また、一日、四季を通して変化する景観。さらには、生活・生業と景観とのかかわり、文化的景観と通ずるようなものにどう取り組んでいくか。また、歴史的にも重層性が感じられるような景観まちづくり。そういったものをさらに市民・事業者・行政がどういった形で協働してやっていくのか。また、景観という意味では、将来的にも教育・学習といったものも重要になってくるということで、誇りと愛着を育みながら景観教育や学習に取り組んでいくことも必要ではないかと考えております。これが一つ目の話題提供になります。

最後に、金沢市全域に景観計画区域を広げていくということで、新たに「保全・継承」すべきような場所としてターゲットとしている場所を挙げました。今お示した用水や惣構堀、斜面緑地や道筋街道といったものです。そのほかにも海岸部や河北潟沿いの田園風景や緑の風景、山の方の山間部の集落といったものの中にも良好な形で残っているものもある。そういったものも対象とすべきであると。

市長からもお話がありましたが、伝統環境保存区域を拡大していきたいというのが赤の斜線で検討している部分です。世界遺産を見据えてバッファゾーンをより広く取って対応していきたいという思いもございます。

イメージとしては、このような写真で示すようなものがございます。これまで町中だけではなかった山間部、周辺の農地や集落も対象となってくるだろうということでございま

す。

もう一方で、創出・育成すべきものとして、薄い紫色で示したものは沿道景観の西インターや諸江通りなど、これからさらに取り組みを進めていくような場所。もう一つ赤で加わったものは都心軸で、今、北陸自動車道で止まっている辺りのところ、これをもう少し金沢港の方まで都心軸を延ばしていく。この辺に県庁が出てきたのですが、その辺までずっと都心軸を延ばしていって、近代的都市景観創出区域など、そういったものでカバーするということも考えています。

また、それ以外に郊外部で開発・土地利用等が展開されているような新市街地、地域商業の拠点、工業地、大学周辺その他もろもろ、こういったところも対象とすべきではないかというように見ております。

イメージとしてはこのようなものです。港、金沢の山手の方にある金沢テクノパーク、海側の方、工業団地、駅周辺、その他もろもろあると思います。

こういったところについて、計画部会での主な意見にはこのようなものがございました。「郊外部の土地区画整理事業地、高齢化・人口減少が進む住宅地でも今後景観的に大きく変化する可能性が高い。どのように対応していくか」「維持管理が行き届かない森林や斜面緑地、遊休農地にどう対応するか」「農山村部の景観周辺、これまではあまり目を向けていなかったが、そういったことも拾い上げていくことが重要」「郊外部の屋外広告物の乱立に対して、規制強化すべき」「色彩がかなり乱れており、対応が必要である」。また「住宅地や郊外地における積極的な緑化の取り組みが必要」、特に金沢市内では駅西で開発が進んできているのですが、そういったところでの緑が少なくなっているというようなランドサット（人工衛星）から見たデータもあります。そういったところも含めて対応していかなければいけないと思っています。

ここで二つ目の話題提供となりますが、「市全域を視野に入れた景観まちづくり」ということで、市全域としてのランドスケープ・景観文脈のとらえ方。また、山間部や海岸部の森林・田園、集落景観。三つ目として、郊外部の土地利用や維持管理。それから、工業団地や臨海部といった、これまで対象としていなかったところの景観形成。市街化調整区域の景観誘導。また、新たな眺望景観ということで、俯瞰景ということで市街地もありますし、山の遠望、遠くを望む仰観景というものもあろうかと思います。また、広域交通網沿線での景観誘導といったことも必要なのかなと考えております。非常に長くなってしまいましたが、説明を終わります。

（水野）　事務局の思いがいっぱい詰まっているので、説明しきれないほど、情報がいっぱい出てまいりました。平成元年に景観条例ができて、平成４年に景観形成基本計画ができて、15 年たって、その間、町がどんなに変わったということは、既に皆さん、もうご存じだと思います。その変わってきた町にどう合わせるか。それから、景観法が施行されたということもあります。同時に、先ほどありましたように、緑のマスタープラン、環境基本計画、歴史遺産保存マスタープランなど、さまざまなものが平成 19 年、20 年にかけて変わろうとしております。そんな中で、景観計画、景観条例を見直そうということ、そのエネルギーが先ほどの説明になっているかと思います。

全般的にご意見をいただいているのですが、事務局から出していただいたのは二つのことがあったかと思います。資料の最後にあります、「市全域を視野に入れた景観まちづくり」。要するに、今までは伝統環境保存地区や近代的都市景観創出区域、あるいはいろいろな町が自分たちで協議会をつくって自らやろうとした地域、そういうところに対して景観の配慮があったわけですが、今度は市全域をとらえたいということが非常に大きな転換点です。もう一つは、先ほどもご説明のあった「時間・暮らし軸」のような話です。要するに、もう少しソフトの部分も入れて、生活の中から景観をとらえる視点でもう一度見直そうというようなことです。この二つについて意見を求めたいということがございました。これを中心に皆さんからご意見をいただけたらと思います。われわれとしても大変重い課題でございまして、市長さんの方から「景観至上主義だ」などと言われると、これを背負うのは大変だなと思っておりますが、ぜひ、そのためにも皆さんからのご意見をいただいて応援していただければと思います。よろしくお願いします。はい、どうぞ。

（湯澤）　ただ今、市の方から大変詳しい説明をお聞きしましたし、意気込みも十分、ひしひしと感じました。特に先ほどの市長さんのお言葉では十分意気込みを感じましたので、大変意を強くしております。ここで新たな景観形成上の課題が出ているわけですから、日ごろは計画部会で十分なことをいろいろしていただいているのですが、今日は計画部会に入っていない大勢の方が集まっておられるので、そういう意味で私も一言と思います。

先ほどの報告にもありましたように、近代的都市景観創出区域について、その性格を見直すことも大変大事だというご報告がありましたが、近代的都市景観創出区域というのは大変難しいのだなと、私は素人なりに思うのです。金沢は、まさに先ほど市長さんがおっ

しゃったように、歴史的伝統文化保存の関係はほとんど完璧に近いぐらい推進しておられますし、自然環境の保全も十分にやっていらっしゃるということです。ただ、問題は、近代的都市景観創出というのは一体どのように創出したらいいのかということを、この会合においても、いろいろな会合においても、ご専門家の方々にもう少しご検討いただいたらいいのではないかという気がするのです。本日は具体的な例で、北國新聞のそばの件のご報告がありました。あれはまさに近代的都市景観創出区域のことなのです。その左右に伝統的環境保存の区域があるわけです。その左右にある尾山神社、その他伝統的なところでは、尾山神社には尾山神社の個性があるし、武家屋敷には武家屋敷というように、それぞれの良さがあるのです。ところが、近代的都市景観創出区域というのは一体どうあるべきなのか。

今までの感じから言うと、付近と調和の取れたということになるから、つい既存の建っているものに調和したような思想が根底にあるように思います。しかし、今日の報告の最後にありましたように、建築士の創造性など、いろいろ自由な発想を取り入れるということもあるので、近代的都市景観創出区域というのは、そういう創造性に富んだ多様的なものを育てるというのがいいのか、それとも既存の近代的都市景観、例えば先ほどの例で言うと北國新聞さんのビルもある、何とかのビルもあると。それと色調の調和の取れたものをつくっていくというアイデアが優先するのか。その辺が、私は景観の専門家ではないもので、近代的都市景観創出区域についての素晴らしいものが出れば、まさに伝統的環境保全と自然環境の完璧な、金沢がさらに一層全国に誇れるのではないかという気がします。もちろん、金沢には近代美術館など、個々のものについては確かに近代的に素晴らしいものも出ているのですが、いわゆる近代的都市景観創出区域と言っている部分を一体どのようにすべきなのかということについて、私ども素人には見えないものですから、都市景観のご専門の方がいらっしゃるので、その点をご拝聴できればと思います。先ほどの市長さんの意気込みは大変感じまして、ありがとうございました。

（水野）　関連して、ほかに何かご意見はございますか。

（市長）　極めて素人のことで恐縮なのですが、今日までお城の界隈や旧の市域は、できるだけ古いものを残していきたいなと。しかし、さりとて金沢市も新しいところがなければ、お買い物を楽しむところもなければ、それではそこはどこかということになったら、

僕はやはり都心の軸線だということをずっと言ってきているわけです。片町、香林坊から武蔵へ行って、駅へ行ってと。そして駅から港にかけては、ずっと長い間にわたって中心の、一つの新しい都心をつくろうということを言ってきまして、都心の軸線上というのは、今の県庁の前を通って港まで行く。この軸線は、金沢弁で分かりやすく言うと、ハイカラなことであっていいなと。片町、香林坊は、やはりネオンもあってもいいのではなかろうか。しかし、その中で品のいい風格のある町でなければおかしいよと。そこから何となく近代的都市景観ということを言ってきたと僕は思っているのです。そして、駅から港にかけて新しい都心をつくる際にも、そこは新しい町並みでありながら風格のあるものをという思いがありまして、それでざっと、近代的都市景観をつくっていく区域なのだと言ってきました。お城の周りの旧市域は、今申し上げた都心の軸線を除けば、できるだけ古い雰囲気を残しておきたいなと。

それが伝統環境保存区域だという言い方で、雑多に巨視的な言い方をしてきたとご理解いただいて、これで時間もたってきましたので、この際は、そういうことを前提にしながらも、もっと突っ込んで精緻な基準をつくって、精緻な景観形成をしていったらいいと。私はこういう時点に来たと。だから、ぜひこの際は、もっと一歩突っ込んで、そしていいプランをつくってほしいというお願いなのです。どうかよろしくお願いします。

（水野）　ほかにございますか。ちょっともう時間がないのですが。

どこの都市も古い伝統的な町並みの中に新しい建築を入れていくときに、大変苦労しておりますね。西村先生、その辺はいかがですか。

（西村）　金沢は日本で最初に伝統環境保存条例というものをつくって、こういう景観行政をリードしてきた町なので、新しい次の日本の模範となるような、まさに書いてあるように一歩先のことをやっていただきたいし、今、そういう議論が進んでいるというのは大変心強く思っています。

今日のお話は割合広げる話で、それはそれで非常に重要なのですが、もう一つは、先ほど市長もおっしゃいました、今、既に旧城下町の部分をもう少し細かく精緻化していって規制を強化していくという方も同時に必要になってくると思うのです。そのためには恐らく、土地利用の工事や地形の工事、資料に書かれているように一歩進んだ時間軸を入れたような、小さな単位での計画があって、その下にかなり細かい数値基準があって、それを

超えるものに関してはきちんと議論ができる公開されたレビューシステムがあると。そのレビューをするときに典拠となるのが地区ごとのこうしたプランであると。

ですからその意味で、近代景観創出区域と伝統環境保存区域が隣接しているようなところは、地区ごとにどうあるべきかということをきちんと描いていって議論していくことが、市内の既成市街地に重要です。だから、ベースとなる区域に関して、それぞれに答えが見つかってくるのだと思うのです。それは、ある意味超えることがあっても、みんなが合意して、それよりもプラスのものができているということであれば緩和できると。ですから、基本的にベースは厳しいけれども緩和ができて、創造的なもの、いいものは緩和してあげましょうと。ただし、それはきちんとした仕組みで透明に議論できる仕組みをつくろうと。

だから、その仕組みの方がもう一歩重要になってくると思うのですが、ここにはそのことはあまり書いてないですね。そこがまさに近代景観創出区域がどういうものであるかということを市民の前で明らかにしていく場だと思うのです。ですから、どこかに定義されるわけではなくて、計画の中に描かれて市民との議論の中で、少しずつその場所のどこまでやれるかというのが明らかになってくる。そういう計画システムが必要なのではないかと思います。

しかし、既にそういうことが進んでいるので、すごく期待しながら、あと１～２年、見守らせていただきたいなと思っています。参加もしますが（笑）

（水野）　いやいや、よくご指導をお願いします。

（水野）　樋口先生。

（樋口）　歴史と近代化というのは難しい問題で、金沢市は二極に分けたわけですね。要するに理論を複雑化しないために、近代的なところは近代的につくる、保存するところは保存するのだと。非常に二極分化といいますか、二元論で処理したと。それが今、ある意味で矛盾が出てきたわけです。ですから、近代化の方と伝統のつなぎのところがおかしくなってきている。近代化の方がやけに薄く広がりすぎているという問題が起こっているわけです。これから人口がそんなに増えていくわけではなくて、減少していく中で、新たにどういう都市像を模索するのか。それから、二極分化の中をどう立て直すのかというのは、私の課題ではないかと思います。今まで割り切ってきたのですが、割り切れなくなったと

いうところがあると思いますので、そこをどういう形で魅力ある、活力ある都市に変えていくかという意味での都市像が求められているというように私は思います。

（水野）　はい、どうぞ。

（田中）　今日は初めての出席なので少し間違ったことを言うかと思いますが、特に今、話のあった近代的都市景観に対する発言というのは、金沢の場合は伝統というものはかなりベースがしっかりしているのではないか。では、近代的都市景観ということになってくるとどうなのか。ここが出てくると思うのです。そのときに、一つは金沢が持っている文化技術というものを伝統の中で活かす。もう一つは未来で活かすということが非常に重要だと思うのです。未来というのは、時間がたつと伝統に変わってくる。すなわち、いつも、きっと前田さんのときもその時代の先端を行っていたのではないかな。そして、それが単なる奇をてらったものではなくて、むしろ何年かたつと伝統の方につながっていく。これはブランド論がみんなそうなのですが。

そういう意味で、新しい未来に向けて、そのときに一つの例としては、21 世紀美術館という、業種は全然違いますね。もちろんあれは商業施設ではないです。けれども、美術館を通して未来的なものを、しかも金沢や日本が持っている技術を生かしたことによって、世界からも日本からも注目されている。ですから、商業地域の中にもああいうものが、商業地域の、日本や世界をリードするショッピング関係のものが生まれてもいいのではないか。または、金沢の建築の人たちが、そういうことをしたいと思っている。または生活者がそういうところへも行きたいと思っているならば、そういうものをバックアップしていくことも必要かなというように思います。

だから、そのときに伝統を守る、技術を守る場所と、そうではない場所というのだけは間違えないようにすれば、商業地域的なものを中心にした近代的都市がうまくいっているのは、きっとパリだろうと思います。パリの場合には、必ずしも古いだけではなくて、伝統的なもののそばには、必ず未来に向けたものをつくりますよね。ですから、過去と未来の両方があることが未来文化都市である、または生命的な都市であるという位置では大切なのではないか。ただ、地域は規定していかないと、先ほど言ったように、だんだん広がっていってしまうと非常にいけないと思います。一つ意見として言いました。

（水野）　湯澤委員の発言をきっかけにいろいろ広がってまいりました。先ほど金沢の1950年の地図が出てきましたが、これは江戸とほとんど同じだと。それから50年たったら、ざっと広がったと。その50年間の中で金沢の都心を写した写真がございます。あれはほとんど戦後にできたものです。そうすると、戦後の50年間で、多分金沢だけではなくて、どこの都市も均一で画一的で、同じような近代化をずっとしてきている。しかも、特に郊外に行くと雑ぱくな近代化ができてしまったというのは、われわれの時代の大責任だと思うわけですが、そこをコントロールできるかどうかというのは大変大きな問題です。そういう意味では、今度の景観の網を市全域に広げてかけようということは大冒険なので、ぜひ皆さん方の知識をいっぱい入れながら、先ほど西村先生がおっしゃったように、何か確実にきちんとできることが見つかるといいなというように思っております。

もう４時になってしまったのですが、ほかにご意見はございますか。木村先生、いかがですか。

（木村）　私も今日参加させていただいたばかりですので、ちょっと不勉強で申し訳ありません。これは「近代」という名前ですが、多分本来であれば「現代」というような名前にもなるのではないかと思うのです。江戸期から近代に移っていくときに、金沢は特に近代のものをいち早く取り入れたのではないかと、通りを歩いて、建物を見て、そう思うのです。ですから、瓦屋根の低い家並みの中に突然新しい建物ができるというのはどこの町でもあって、例えば郵便局や写真館というのは小さな町でもあって、そういうものが今は非常に大事にされているということもあります。そういったことで近代の通りや建物をとらえると、金沢はそういった点でいち早く近代を取り入れて、それが成功してきたのではないかと思えるわけです。そういう点で、今、近代と言っている地域というか、通りというものが、まずは近代の今あるものをどうするのかということと、それから、そこに新しい建物がどのようにされていくのかということを、今ある近代のものもどうしていくかということも考えていただきたいなと思っています。

先ほど二つ新しい建物が紹介されましたが、あの建物の前身はどうなのか。歴史的にあの建物、あの土地はどういう由緒があって、今までどれだけの経歴を経てあの建物が建つのかということも。それが新しく建物を建てるためにどう影響するか分かりませんが、できればそれを知っておきたいと思いました。

（水野）　黒川先生、何か。

（黒川）　先ほどの鈴見の例が出ましたので、少し申し上げますが、従来、景観審議会の委員会に上がってくる段階ではもう国の予算が付いているということが多いのです。ですから、こういうマスタープランをつくるときに、そういう場合にはどうするかという事前の体制ができていると大変いいと思います。案件が上がってきてからでは、本当になかなか。市長さんは、かなり力強く交渉してくださるとおっしゃっているのですが。小立野トンネルのときもそうだったのです。あれは確か閣議で、11 月か 12 月に突然決まりまして、３月までに実施案をやらなくてはいけないということで緊急で、本当にお化粧程度の検討しかできなかったのです。早めにこういうものができて、事前に検討できておいたらいいなという気がします。

（水野）　ほかに何かございますか。特にないようでしたら、時間が来ましたので、これで計画部会の報告は終わりたいと思います。大きな挑戦をしておりますので、皆さん方、ご意見を事務局の方へでもどこへでも忌憚なくいただければ幸いでございます。どうもありがとうございました。

（澁谷会長）　ご苦労さまでした。ありがとうございました。

大体こういう会議というのは、最初はむしろ時間が余って、どれだけ市長さんにしゃべってもらおうかというような打ち合わせをしていたくらいなのですが、時間切れになったようです。また、今、水野部会長がおっしゃいましたように、できるだけ思い付いたときにメモでも電話でも何でもいいわけですが、ご連絡をいただいて、事務局なり、あるいはそれぞれの委員にご連絡を賜れば非常に幸いというように考えております。今年は第１回ですので、この後、いかに内容を詰めていくか。ぜひ皆さん方のご協力をよろしくお願いします。今、本当に一番大事な時期を迎えているなと。地方自治の問題もそうですが、大変重要な時期を迎えているときに今日の会合を持てたことに感謝したいと思います。

それでは議題はこれで終了いたしました。最後に、やはり市長さんに一言、ごあいさつをお願いします。

（市長）　どうもありがとうございました。今、水野先生が大きい挑戦だとおっしゃって

くださって、そのとおりだと思います。そろそろそういうことをしなければならない時期だなという思いがあります。　　～（中略）～　　どうかよろしくお願いします。